

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月八日

総務大臣臨時代理

国務大臣 前原 誠司

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所

第二十三条の四第二項第一号イ(1)中「敷設状況」の下に「及び中継系伝送路設備の異経路構成状況」を加え、同項第三号中「屋内配線」を「屋内配線設備（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置され

る設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。」に改め、同項第四号中「当該他事業者」を「他事業者」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。